

1882年(イギリス)為替手形法成立史序説

——法典化の問題について——

An Introduction to the History of the Enactment of
“Bills of Exchange Act, 1882”

——concerning on its Codification——

中 谷 光 隆
(Mitsutaka Nakatani)

- I. 問題の所在
- II. イギリスにおける法典化運動の系譜と性格
- III. 銀行業者および商人の要請
- IV. 結 び

I 問題の所在

現行のイギリス手形法典である1882年為替手形法(Bills of Exchange Act, 1882 (45&46 Vict. c.61))は、銀行業者および商人の要望に応じて制定された。このことについて、同法の起草者となったサー・M・チャーマーズ (Sir M. Chalmers) は次のように述べた^①。

「……私のダイジェストの公刊よりおよそ二年ののち、私は銀行家協合 (Institute of Bankers) における流通証券にかんする法の法典化問題についての論文を読んだ。著名な商法学者のJ・ホルムズ氏 (Mr. J. Hollams) は、その会合に出席し、法典の制定が商取引界に利益をもたらすことを指摘した。また同氏の勧告に主として拠ると思われるが、私は銀行家協会および連合商業会議所 (Associated Chambers of Commrce) より、この課題

にかんする法律案を用意することを依頼された。……」

イギリスにおいて、近代の手形法規範は一体系をなす判例法であったが、1880年代の初めに、このような経済社会からの要求により、にわかに法典化が進められ、1882年為替手形法が制定されたのであった。

ところで、法典化は、一分野の法規範を国会制定法の形で成文法にすることを意味する。ところで、法典化が行なわれたばあい、イギリスでは裁判官は、従来は自から定め遵守してきたコモン・ロー規範の適用により事件を解決できなくなり、かわって異質の国会制定法によって拘束を受けることになる。したがって当時のイギリスの司法部をして国会制定法の優先的効力に服せしめた法思想はどのようなものであったか、またその思想によっていかなる国政上の運動が起されたかが明らかにされる必要がある^④。さらに経済界が当時、手形法規範が判例法として存在していた状態に満足しえず、法典化を要求したことの背景には、どのような内部事情があったかということも問題となろう。私は一連のこれらの問題について、現段階において把握しえたことを述べようとするものである。

この論題はさ細な課題を扱うものと受取られるかもしれない。私としては、しかし、この課題を省略して研究を続けることができないのである。私は現行のイギリス手形法の研究を目指しているのであるが、同法の法規範には大陸法のそれと比較して固有のものがあり^⑤、それゆえ最初に手形法規範の歴史的形成・発展を跡づけることが必要となる。このような意図から、私はさきに、イギリス法における手形流通性原則が、18世紀後半期における初期的産業資本主義経済社会の維持による要請にたいする、王座裁判所首席裁判官・マンズフィールド卿 (Lord Mansfield, Chief Justice of King's Bench) の受容という実質的關係において確立されたことを論じたのであった^⑥。私はさらに手形法の主要な原則の確立とその歴史的継続性ないし発展を究めた上で、1882年為替手形法の成立にいたる、歴史的・法解釈的研究に一応の完成をみることを念じているものである。本稿は、この研究の実質的内容とは重要なかわりはないが、しかし国会制定法という法規範形式がなにゆえ採られたか、という上記

研究の序章をなすものであり、この機会にあらわし、諸賢のご批判なりご教示なりを乞う目的を有するものである。

この課題を論ずるにあたり、法典化の法思想が法曹界にいかん勢力を得るようになり、どのように、またどれだけの期間司法部を説得し続けてきたか、また一方で経済界が当時の手形法規範の在り方を問題にして、法典化を要望する方向にいたったことであられた、その法思想の経済界への浸透が扱われねばならないであろう。ついで、手形法が判例法として存続することに耐えられなくなった、イギリス経済社会における資本主義経済の発展および当時の手形取引の状況を扱うことが必要となろう。以下、このような事柄にふれつつ論ずることにしたい。

註① Edited by D.A.Smout, Chalmers on Bills of Exchange 13 th ed. (1964)
cit. at p,xli

- ② 近年におけるこの事柄にかんして著わされた、一つの代表的な文献は、水田義雄、『法の変動と理論 — 英米法における法典化——』であろう。同書は、英米法の概念的把握という視点から論述されているのであるが、私はこれをイギリス手形法規範の存在形態の変革という立場から扱おうとするものである。
- ③ 明白に手形行為は契約であると規定した、1882年為替手形法第21条第1項、および、したがって有効要件として約因の存在を形式上要求している同法第27条第1項(a), (b)に見ることができる。
- ④ 拙稿、「イギリス法における手形流通性原則の確立—マンズフィールド判決を中心として—」，早稲田大学大学院法学研究科・法研論集第6号（1970）75頁より。

II イギリスにおける法典化運動の系譜と性格

イギリス手形法規範の法典化は、すでに述べたように、経済界の要望により、短い期間のあいだのうちに実現したのであったが、それは、18世紀末よりイギリスの法曹のあいだに、結局法典化という方式に帰着した法律改革運動が行なわれ、国政の場において要求のありし法典化が行なわれうる情勢の到来に助勢されたのであった。したがって、法典化運動がおよそ一世紀のあいだ、時の経過につれ、どのような法思想的立場の人物により展開されてきたの

か、さらにそのような形において行なわれる法律改革運動が18世紀末より19世紀初頭に明瞭に現われたが、この時期におけるイギリスの法律状態のいかなる事柄が、この運動を起すことになった原因であったのか、を検討し、その発展を理解しておくことが必要となるであろう。

19世紀の初め、イギリス法の規範は、中世いらい(さらに性格的には現代においても)、成文法である国会制定法(statute)および不文法であるコモン・ロー(common law)およびエクイティ(equity 衡平法)によって構成されていた。これらのうちでは、裁判所において裁判官が事件の判決のうちに宣言し、先例として拘束力を有する後二者が、圧倒的な重要性を有していた。ところでこの時期までに、国会制定法も裁判官により定められた判例法も堆積して膨大な量となり、一事項にかんする法を見い出すことが困難となり、また見出したとしても、いくつかの法規範がたがいに矛盾し合うことが常であった。経済的に資本主義への進展を遂げつつあり、思想の面でヨーロッパ大陸における合理主義哲学の影響を受けていたイギリス社会は、法律のこのような状態に懐疑をいだかないでは居られなかった。

この状態の改善のためには、既存の法をすべて廃止し、理性的な指導原理にもとづき全分野の法典を制定する方式と、これに対し歴史的継続性ある判例法を尊重することを前提とし、ただし近代的な形にし、また真に国内の法秩序を維持し、個々の国民の権利を保証しうるものにする方式とが考えられた。

このような見方から、前者を主張したJ. ベンタム(Jeremy Bentham 1748~1832)の創始した法律改革運動と、つぎに後者の方式にしたがって法曹界の代表者によって半世紀以上のあいだ実施された運動についてふれることにしたい。

(1) 合理主義的立法改革運動

この立場を創始し、その意図は、結局は実現されなかったものの、法典化運動全体に影響をおよぼしたベンタムについて述べるには、ベンタムをして否定的態度を採らしめ、さらにその立法改革の法思想を形成せしめた、現実の法律

状態について記さずにおくことはできないであろう。

まず、主要な法規範は判例法規範であったが、これは現代の常識からみて、立法府にあらざる裁判官により定められた法であって、民意を反映するものではない点に問題があった。またこれが裁判官により事件の判決において定められたため、同一の課題につき異なった法規範が定められ、これにより一分野の法が無秩序に発展し^①、また裁判官は先例に拘束されるため、一たび誤まった判決があらわされると、誤まった規範が自明の正しいこととして受け継がれる可能性があった^②。また制定法の条文および判例集には難解な表現があいまいな文章の中に散在しており、このような制定法や判例がおびただしく集積していた。また産業革命を経て産業資本主義へ移行し、農業経済社会において予測されえなかった問題が続発するにもかかわらず、新たな時代の社会の問題に妥当な解決を与える規範は存在しなかった^③。またさらに司法制度において、モン・ロー裁判所とエクィティ裁判所は抗争関係にあり、一般人にとって訴訟手続は技術過多であり、審級制度は確立されておらず、また賄賂が訴訟手続中に贈られることもしばしばあった^④。

ベンタムは法律家の長男として出生し、年少のうちに早熟の才能——ことにラテン語およびフランス語の精通——をあらわしたといわれる。1760年にオックスフォード大学に入学し1763年に卒業しB.A.の称号を得たのちインズ・オブ・コート（Inns of Court、イギリスの法曹養成機関）へ進み、法廷弁護士となった。ベンタムはフランス文化に親しみ、フランス啓蒙思想家によって説かれた合理主義に共鳴した。この思想の立場から上記の当時のイギリスの法律状態を考察し、ベンタムはこれに反感を感じ、その職業に嫌悪の念をいだいた。当時、のちに18世紀中葉におけるイギリス法を集大成した著書『英法釈義（Commentaries on the Laws of England）』（1765～69）をあらわす、Sir. W. Blackstone（1723～80）が、オックスフォード大学でイギリス法の講義を担当しており、ベンタムは1763年より64年にかけて、これを聴講した。ベンタムはイギリス法への否定的な考えを、『統治断章（Fragments on Government）』（1776）および『道徳および立法の原則序説（An Introduc-

tion to the Principles of Morals and Legislation)』(1789)に著述し、判例法体系を肯定してこれを讃えるサー・W・ブラックストーンを批判することから始めた。さらにベンタムは、立法による法律改革をめざし、合理主義的な功利の原則 (principle of utility) を定立し、これにもとづいて全分野の法典が制定されるべきことを、協力者デュモン (Dumont) によりフランス語に翻訳された『立法原理』(原題は、デュモン訳『ジェレミィ・ベンタム氏著述による立法の一般原則および完全な一体をなす法にかんする見解により導かれる民事法および刑事法の立法論・Dumont, *Traité de Législation Civile et Pénale, précédé de Principes généraux de Législation et d'une Vue d'un Corps complet de Droit, par M. Jérémie Bentham, 3 tomes, Paris 1802*』)において著わした⁶⁾。ベンタムはこの著作によってその当時海外にひろく知られるようになり、アメリカ合衆国の各州およびイギリス統治下にあったインドに大きな影響を与えた。

ベンタムが、すでに記した当時のイギリス法の状態をどのように看取したかは、著書の中の次の文章にうかがうことができる。

「イギリスにおいて称されているコモン・ロー、いたるところで一そう適切に称されうる判事法、何人もその著者たる人を知らない、何人もその実質は言葉の寄せ集めであることを知らないかの虚構の構成物が、いたるところで法律構成の主体をなしている。感知しうる実体のない空想上の靈気のように〔それは〕無限にただよっている。現世の法の断片や小片は、その想像上の地面に留まり、あらゆる国法典の備え付け家具を形造っている (*Common law, as it styles itself in England, judiciary law, as it might more aptly be styled everywhere, that fictitious composition which has no known person for its author, no known assemblage of words for its substance, forms everywhere the main body of the legal fabric: like that fancied ether, which, in default of sensible matter, fills up the measure of universe. Shreds and scraps of real law, stuck on upon that imaginary ground compose the*

furniture of every national code.^⑥。』

ベンタムの一連の著作において散見されることであるが、この一部分の文章においても、法規範が立法部ではなくて裁判官より制定されていること、したがって一つの事項について無秩序なまた断片的な規範が累積していること、それゆえ法は国民の権利を保護しえない無価値のものであることが、痛烈な批判となって記述され、その判例法にたいする不信の態度^⑦が表明されている。これらの記述の意味していることは、この時期のイギリスの法律は時代に遅れており、国民に不便を感じさせているのにとどまらず、不幸を生ぜしめており^⑧、したがって法は全面的にかつ根底より改革される必要がある、ということであった。

それでは、このような法の編成はどのように改革されねばならないのであろうか。

この問いにたいしベンタムが提唱した方式は、一つの確定された指導原理を定立し、これにしたがって法の各分野の法典の立法によってこれを行おうとするものであった^⑨。この指導原理は「功利の原則 (principle of utility)」と称されるものであるが、その著書『道徳および立法の原則にかんする序説』においては以下のように記述されている。はじめに功利の原則が掲げられる。

「功利の原則は、その利益が問題とされる当事者の幸福を増加もしくは減少するに相違ないと思われる傾向、あるいは同一のことを言葉を換えて言えば、その幸福を増進または阻害することにしたがって、どのようなものであれ、あらゆる行為を是認しないし否認する原則を意味する (By the principle of utility is meant that principle which approves or disapproves of every action whatsoever, according to the tendency which it appears to have to augment or diminish the happiness of the party whose interest is in question : or, what is the same thing in other words, to promote or to oppose that happiness.)。』^⑩

この原則にしたがって抽出される「功利 (utility)」について、次のように

述べられている。

「功利は、何らかの目的において、その利益が考慮されている当事者にとって、特典、恩恵、快樂、福利もしくは幸福、（このばあい、ここに挙げたすべてのことは同一物に帰する）を生ずることになる、あるいは（また同一物に帰するのであるが）災難、苦痛、害悪もしくは不幸の発生を防止する享有物を意味する (By utility is meant that property in any object, whereby it tend to produce benefit, advantage, pleasure, good, or happiness, (all this in the present case comes to the same thing) or (what comes again to the same thing) to prevent the happening of mischief, pain, evil, or unhappiness to the party whose interest is considered.)。⑩」

これらは個人の「功利」についての言及であるが、さらに社会の「功利」について、このように述べられている。

「……社会は、その成員たるものとして構成していると考えられている、個人により組成されている擬制上の団体である。それでは、社会の利益とは何であろうか。——それを構成するおのおのの成員の利益の総和である。(……The community is a fictitious *body*, composed of the individual persons who are considered as constituting as it were its *members*. The interest of the community is, what?——the sum of the interests of the several members who compose it.) ⑪」

この文章は、ベンタムの思索をそのまま跡づけたものであるために難解であるが、その著書の立場および全体の主張からは、以下のような考えられるであろう。

功利の原則は基本的に、個人の次元より始められている。すなわちこの原則は、個人の行為のうち、幸福の増進につながるものを是認し、不幸におとし入れるものを否認し、人の肯定される行為を保護する原則である。このような原則、ないしこれに従う法律が定められ施行されるときは、幸福に導びく行為が正当化され、また不幸にいたる行為による影響をまぬかれ、個人は無限に利益

を享有することになる。それゆえ、個人については、功利の原則は人を幸福に到らしめることのできる原則である。

また社会の次元においては、ベンタムは、社会は個人の集合状態を擬制したものと見る結果社会の存在を認めず、したがって個人の利益を制限する社会の利益（わが国法上の表現における、私権を制限する公共の福祉）を承認しない。それゆえ社会の利益は、ベンタムによれば、質的あるいは量的に多くの幸福を享有する個人が多数出現すること、言い換えれば「最大多数の最大幸福（the greatest happiness of the greatest number）」という状態が実現することである。

このようにしてベンタムは、究極の目標である社会の「最大多数の最大幸福」は、基本的に、個人の行為にかんする功利の原則を確立し、これを法制度化することによって達成される、と論じたのであった。

ベンタムは立法の指針となる原則は、理性によって導びかれるものであらねばならないことを強調した。

「提案された一体の法は、いかに完全であろうと、〔理性により〕明らかにされ正当とされ、しかも不断に〔理性に〕伴われていることにより永久に理性的なることを解明しているのでなければ、比較的無用であり、指導力のないものである（…a body of proposed law, how complete soever, would be comparatively useless and uninstructive, unless explained and justified, and that, by a continued accompaniment, a perpetual commentary of reasons.）」

ベンタムは、このような所信から、理性的な功利の原則を定め、これを根本原則あるいは指導理念として、全分野に「明文で記された一体の法(the body of law itself exhibited in terminis)」が制定されるべきことを提唱したのであった⁹⁾。

これが、ベンタムによって提案された、立法による法律改革の方式である。この立法改革論は、18世紀末より19世紀の初めにかけて、法律の状態にたいし不満をいだいた多数の国民のあいだに共鳴され、また国民にたいし法律改革の

ための理念とその運動のプロセスを示したのであった。

じっさいに、われわれが現代から見て理解しうるように、内容はともあれ、この改革運動は、国会制定法による方式以外には存しないのであった。というのは、18世紀後半より19世紀初頭にかけて、イギリスは経験によりこのことを悟ることになったのであった。この時期において、イギリス国民は圧倒する判例法の支配下におかれていたが、裁判所内部から法律改革を行なったマンスフィールド卿 (Lord Mansfield, the Earl of 1705~1793) と国会制定法の立法による改革を提案したベンタムという、二つの方式をそれぞれ代表する卓絶した人物の出現を見たのであった^⑤。マンスフィールド卿はコモン・ロー、エクィティおよび制定法に完全に通曉しており、また一方で当時の法律は時代に遅れていることを痛感し、王座裁判所首席裁判官として比類ない權威をもって全コモン・ロー裁判所を指揮し、当時の社会が要請していた規範をコモン・ロー体系の中に導入したのであった。たとえば捺印証書契約 (contract under seal) 以外の契約において、それ以前は、契約が有効であるためには要件として約因 (consideration) の交付が要求されていたが、マンスフィールド卿は *Pillans v. Van Mierop* (1765) 3 Burr. 1663において、約因の存在は契約の証拠にすぎず、約因の交付がなくても契約は有効であるという先例を定めたのであった。しかし裁判所におけるその後継者たちは、上記事件の先例をふくむマンスフィールド卿によって定められた法規範の適用を制限し、それゆえ裁判所に自から判例法の改革をなすのを期待することは不可能であることが証明された。それゆえ法律の改革は、国会制定法によって行なう以外にはないことが明らかとなった^⑥。

法律のこのような状態において、ベンタムの法改革提案はしだいに世論を形づくり、この時期においてはじめて出現し、判例法に規範のない、普通選挙制度や労働者の団結権の問題にかんする法の制定を実現したといわれる^⑦。しかし、ベンタムが提唱した通りの、功利の原則にもとづく各分野の法が立法され、これまでに行なわれていた判例法に替え、施行される方式は、ついに実現をみるにいたらなかった。それは、どのような理由によるものであろうか。

ベンタムの法律改革案は、徹底的に、また全領域の法の改革をめざすものであった。このような改革は、裁判所もしくは国会および政府のじゅうぶんな納得と支持を得なければ達成されるものではなかった。ところがベンタムの主張は、自から形成し遵守している判例法の廃棄を意図するものであるゆえに、裁判所の支持を受けることができず、またかれがその施政は「少数の最大幸福」をめざしており、法はその体制維持のための道具であるとして攻撃してしまった^⑥ ゆえに、政府および議会の支持を受けることもできなかつた。またさらに深い理由の存することも考えられる。というのは、ひとりの人間の心理を観察してみると、個性を主張する傾向、ときには非合理性にしたがって行動する傾向および一たび身につけた習慣を変えることの不可能性をうかがうことができる。このことは、イギリスの司法部および政府・議会内部の人々における国民性についても言えることではないであろうか。すなわち、かれらは、一様にフランス革命に反撥を感じており、理性的原則にもとづく諸法典の制定を決して良しとはせず、また不合理な法規範が存在していても問題にせず、またさらに裁判所が立法し裁判において歴史的継続性を有する先例を適用するという慣行を改めようとしなかつたのであり、これらが、イギリスにおいてベンタムが提案した立法による法律改革が実現されなかつた、意識の深層にある理由であると思われる。

註① A.V.Dicey, *Law and Public Opinion in England* 2nd ed. (1962) pp.134, 135

② Sir C.K.Allen, *Law in the Making* 7th ed. (1964) p.144

③ 水田義雄『法の変動と理論—英米法における法典化—』(昭和44年) 54頁

④ 水田, 同書54頁

⑤ A.V.Dicey, *op. pp.* 128—133

高柳, 末延編『英米法辞典』人名「ベンタム」の項

⑥ J.Bentham, *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation* (1789) —from *Blackwell's Political Texts.*—*cit. at pp.* 122—123

⑦ Sir C.K.Allen, *op. p.* 144

⑧ A.V.Dicey, *op. cit. at p.* 136

⑨ A.V.Dicey, *ibid., p.* 136

水田, 前掲書 62, 63頁

- ⑩ J.Bentham, op. cit. at p.126
- ⑪ J.Bentham, ibid., cit. at p.126
- ⑫ J.Bentham, ibid., cit. at p.126
- ⑬ J.Bentham, ibid., cit. at p.123
- ⑭ 水田, 前掲書 3頁
J.Bentham op. cit. at p.121
- ⑮ A.V.Dicey op. p.166
- ⑯ A.V.Dicey ibid., p.167
- ⑰ A.V.Dicey ibid., pp.177, 191
- ⑱ 水田, 前掲書 76頁

(2) 判例法の存続を前提とする法典化運動

イギリス法の状態の改善は、ふるい時代から政府関係者によって考慮されていた。たとえば、1551年、当時14歳であった国王エドワード四世は制定法の状態について提言し、1557年、サー・N. ベーコン (Sir N. Bacon) は Lord Keeper として「王国の制定法を整理し、体系づけ、印刷するための簡潔な計画案 (a short plan for reducing, odering, and printing the Statute of the Realm)」を建言し、1593年、エリザベス一世はイギリス法を全面的に簡潔かつ確実にすべきことを演説し、さらに1616年、フランシス・ベーコンは、ジェームズ一世に法律の状態の改革を進言し、法律制度改正のための委員会の委員に指名されている^⑩。これらの動きには一貫しているものがあるが、その中からサー・N・ベーコンの建言をとり上げてみたい。

「第一、一つのことについて多くの法が制定されているばあい、法は一つの法に要約されまた確定され、以前に存した法は廃止されるべきである。一、一つのことについて一つの法のみ存在するときは、これらの法は制定法中に定めおかれたものとして、存続せしめられるべきである。一、一つの法の一部が効力を有し、他の部分が廃止されているばあいは、効力ある部分以外は印刷に附されるべきではない。(First, where many lawes be made for one thing, the same are to be reduced and established into

one lawe, and the former to be abrogated. —Item, where there is but one lawe for one thing, that these lawes are to remain in case as statutes. Item, where part of one acte standeth in force and another part abrogated, there should be no more printed but that that standeth in force.)^③」

ここには当時、効力を有してはいるが一事物につき矛盾する法が存在し、あるいは一部分効力を失っている法が存在し、したがってまず効力を有する法規範を明らかにし、つぎに矛盾しているものを整理し統一し、公刊されるべきことが提言されている。法律の状態の改善は、この時期より19世紀初頭までの懸案であり、政府当局者は既存の法の内容は変更せず、錯雑している法規範を整理し統合することは可能であることを示唆している。

ところで、イギリスの裁判所および政府・国会関係者は、ベンタムによる立法改革案を拒絶してみたものの、法律改革をこれ以上放置しておくことは許されなくなった。このことは、結局、判例法規範の存続を前提とし、法規範の形態を、整理統一し、体系化した上で国会制定法に法典化することへ導びいたのであった。

先に沿革を少しばかり記した制定法については、時に応じて設けられている委員会によって作業が進められていた。というのは、1810年以来記録委員会（the Record Commission）が制定法の調査事業に着手し、1822年までにアン女王の治世までの制定法を公刊した。しかしこの時期においては、累積している制定法の効力をたしかめ、統合する努力はなされなかった。しかし、1834年くらい、数次にわたって設けられた委員会は法の効力および存在理由にも調査を行ない、その結果は1861年以降一連の修正制定法（Statute Law Revision Acts）となってあらわれた。この修正制定法が定められるさいには、すでに用をなさない法律は猶予なく省略された。この修正法の第一版は1870—85年のあいだに、また第二版は1888—97年のあいだに公刊され、この事業は今日も続けられている。われわれはこれらによりかなりの程度まで効力を有している制定法を知ることができるのである^④。

一方、判例法については、1830年ころより公けの性格を有する委員会および法の専門分野におけるダイジェスト (digest, 体系ある順序で判例法の要約された法規範を記述した書, その分野における権威ある法律家によって著わされたものは、規範を抽出した代表的な判例を載せているので、利用価値が高い) の著者の労作によって法典化への努力が始められた。最初に1833年、大法官 Brougham によって、犯罪ならびに刑罰にかんする諸制定法を一つの制定法に統一し、またコモン・ロー上の諸規則をダイジェスト化することを目的とする王立委員会 (Royal Commission) が設けられた。この委員会は13回におよぶ報告をおこない、1848年にその存在の目的である法律案を貴族院に提出した。しかしこの法律案は大法官の撤回勧告により、法典となるに到らなかった^④。

また、1866年、法のダイジェストおよび判例法を容易に知ることのできる方法にかんし、調査および研究をなすことを目的とする王立委員会が設立された。この委員会は大法官 Lord Cranworth により、またその没後は大法官 Lord Westbury により運営され、1867年に報告をおこなったのち、Lord Westbury の失脚による辞任とともに消滅した。ところで Lord Westbury は、委員会活動を行なう以前1863年に、判例法をダイジェスト化し、これを法典にすべきことを貴族院で提議していた^⑤。

さらに、“Digest of the Criminal Law (1877)” の著者である Sir J. F. Stephen は1878年に刑法草案 (The Criminal Code (Indictable offences) Bill) を起草し、これは、Attorney-General, Sir J. Holker により庶民院に提出された。庶民院はこの草案を起草者および三名の裁判官によって構成される委員会に附託し、同委員会は草案を審議し、報告をなした上で草案を本会議へ上程した。しかし国会が解散したので、刑法典は不成立に終わったのであった^⑥。

以上に記したように、判例法の法典化への国会における計画は、1830年代より70年代にかけて三度試みられた。その最初のもは法曹界の代表者により挫折せしめられたが、後の時期のものは、解散さえなければ実現し得る運びと

なっていたものであった。

ところで、この一連の運動には、ほぼ共通のプロセスが見出される。というのは (1). 王立委員会あるいは一分野の法のダイジェストの著者による、当面する法分野における判例法規範の抽出および制定法の収集、事柄の概念の統一、法規範の体系をなす配列、(2). 国会提出後の、裁判官をふくむ委員会による、判例法および制定法を正確にダイジェストしているか否かの審議、(3). 本会議への上程、が行なわれているのである。

このようにして、判例法の法典化は、法律状態の改善を、裁判官にとっては実質的に先例を適用できるようにし、国民にとっては権利を確保するために法律を知ることができるようにする、双方の期待に添うことが可能である方式で行おうとするものであった。

イギリスの法律改革は、ベンタムによって主張された、判例法の廃止を前提とする合理主義的立法の方法においてではなく、伝統を尊重する、判例法の存続を前提とし、これを近代的な形に改める方法において行なわれた。この過程において、判例法に存する理論が究明されこれにもとづいて体系化が行われたが、そこにはベンタムの法律改革についての考えの影響があると言えるであろう^⑦。

註① 水田義雄『法の変動と理論—英米法における法典化—』（昭和44年）29—31頁

C.K.Allen, *Law in the Making* 7th ed. (1964) p.441

② C.K.Allen, *ibid.*, cit. at p.441

③ C.K.Allen, *ibid.*, cit. at p.441

水田, 前掲書 137頁

④ 水田, 前掲書 119—120頁

⑤ 水田, 同書 121—122頁

⑥ 水田, 同書, 123頁

⑦ 水田, 同書, 77頁

Ⅲ 銀行業者および商人の要請

イギリスにおける手形規範の法典化は、これまでに述べてきた判例法の法典

化運動の延長である性格を有するものである。この法典化運動は、一般的に、当時の世論を背景にしている。1830年代から70年代においてこの背景の後楯があって、刑事法をはじめとする諸法の法典化が試みられたが、その時においては国会における可決を得るにはいたらなかった。ところが、為替手形法にかんしては、経済界からそのような方式における法典化の要請があると、間隙をおかず法典化が進行し、法律案は国会を通過し、為替手形法の制定が行なわれたのであった。したがって、この法典化の要請があった時点における、イギリスの社会・経済的状况をかえりみ、それゆえに、要請は単なる世論とは異なった「重み」をもっていたことを注目する必要があると思われる。

1850年以降、イギリスにおいては重工業の発達を基盤として他の産業が隆昌を迎え、19世紀の終末において、世界の主導的資本主義国となった。

19世紀の初期において、鉄道業の発展に刺戟されて銑鉄および鋼鉄の製品の需要が増加した。このような状勢の下において1850年代にベッセマー転炉（Bessemer converter）が発明され、実用に供され、このことにより、鋼鉄の価格は引下げられ、鉄道、造船、機械製造の業種が大いに発展を遂げたのであった^④。

この発展は、企業に形成および経営に多額の資本金および資金を要したのであったが、19世紀の社会には、これを可能にする、有限責任を条件として出資をする社員によって構成され、有能な経営者によって経営されるジョイントストック・カンパニー（joint-stock company・すなわち株式会社）が出現したのであった。さらにこのことは1832年の選挙制度改正法の成立の結果、国会が商工業者の代表者の意見を反映するようになったことによって容易となった^⑤。

このようにして19世紀末のイギリス経済は繁栄し、国民の生活水準は上昇し、製品の輸出、原材料および食料品の輸入が増加し、商取引の活発化をみたのであった。

この時期において、企業は、ジョイント・ストック形態であれ、個人経営形態であれ、資金の需要に迫られていたのであった。このときにあたり、応じた

ものが銀行であった。

銀行は預金は当然のことであるが、手形による貸出および手形割引も主要な業務としていた^③。企業は銀行の信用業務にもとづき、手形を通貨として使用し、この時期に手形および小切手は支払の手段として、あるいは資金を得る手段として、この時期の経済を支えていたのであった^④。

このように高度に発展を遂げたイギリス社会において、日常多数の企業により、手形は、現金の代替物として流通におかれていたのであり、これにかんする法規範が、すみやかに、取引の第一線にある人々にも理解できる形で法典化されることが、経済社会で要請されたのであった。それゆえ、経済界における手形法法典化の要請は、単なる世論ではなくて、経済社会の維持のための至上命令の代弁なのであった。

註① S.Pollard, *Expansion of Industry*,—from *A Survey of English Economic History*, edited by M.W.Thomas (3rd ed. 1967) pp.323, 394

J.H. Clapham. *An Economic History of Modern Britain—Free Trade and Steel 1850—1866* (1932) p.54—61

② A.V.Dicey, *Law and Public Opinion in England* (1914, a reprint in 1963) pp.245—248

③ S.Pollard, *Trade and Commerce*—from *A Survey of English Economic History*, edited by M.W.Thomas (3rd ed., 1967) p.435

④ R.Cameron, *Banking in the Early Stages of Industrialization*, (1967) pp.49—51

Ⅳ 結 び

これまでに述べてきたように、イギリス手形法は、法曹界および国会において判例法の法典化の気運が継続している折に、きわめて重視されるべき経済界からの要望がおこなわれて、成文化されたのであった。

すでに手形法にかんしダイジェストを著わしたサー・チャーメーズは冒頭に述べたように手形法典の起草を依頼された。チャーメーズは法案を起草し、草

案は最初に銀行家協会理事会の小委員会 (sub-committee of the Council of the Institute of Bankers) に提出され、権威者により銀行取引の慣行上からの検討を経た。つぎに法案は同協会会長である Sir J. Lubbock により国会に提出された。まず庶民院において Sir F. Herschell を委員長とする、商人、銀行家および法律家によって構成される委員会に附託され、それはスコットランドにおいても適用しうよう修正され、本会議へ上程された。庶民院は可決し、法案を貴族院へ送附した。貴族院は特別委員会に草案を附託し、委員会の審議ののち、同法案を可決した^①。

このようにして1882年為替手形法は成立した。それは判例法の法典化運動の初めての成功であり、イギリス19世紀の法律改革に一時期を画するものであった^②。

註① D.A Smout, Chalmers on Bills of Exchange (13th ed., 1964) pp. xli, xlii

② 水田義雄『法の変動と理論』(昭和44年) 75頁

〔了〕

(1971年9月30日)